

平成31年 No.17

○東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則

改正理由

事務協議会の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成31年 3 月25日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規則第 2 号

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則

東京学芸大学事務協議会規則（昭和39年規則第 4 号）の一部について，別紙新旧
対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について

改正理由：事務協議会の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(設置) 第1条 本学に、東京学芸大学事務協議会（以下「事務協議会」という。）を置く。 (目的) 第2条 事務協議会は、事務に関する重要な事項を協議するとともに、各部局相互の連絡を緊密にし、本学の事務運営の円滑を期することを目的とする。 (組織) 第3条 事務協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 <u>(2) 部長</u> <u>(3) 副部長</u> <u>(4) 課長</u> <u>(5) 学長室長</u> <u>(6) 監査室長</u> (議長等) 第4条 事務協議会は、必要に応じて事務局長が招集し、議長となる。 2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した者がその職務を代行する。 <u>(関係職員の出席)</u> <u>第5条 事務局長は、必要があると認めるときは、関係職員を出席させ意見を聴くことができる。</u> (規則の改廃) <u>第6条</u> この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。 (庶務) <u>第7条</u> 事務協議会に関する庶務は、総務部総務課が処理する。 〔省略〕 附 則 <u>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</u>	(設置) 第1条 本学に、東京学芸大学事務協議会（以下「事務協議会」という。）を置く。 (目的) 第2条 事務協議会は、事務に関する重要な事項を協議するとともに、各部局相互の連絡を緊密にし、本学の事務運営の円滑を期することを目的とする。 (組織) 第3条 事務協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 <u>(2) 事務局参事役</u> <u>(3) 部長</u> <u>(4) 副部長</u> <u>(5) 課長</u> <u>(6) 学長室長</u> <u>(7) 監査室長</u> <u>(8) 副課長相当職にある者</u> (議長等) 第4条 事務協議会は、必要に応じて事務局長が招集し、議長となる。 2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した者がその職務を代行する。 (規則の改廃) <u>第5条</u> この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。 (庶務) <u>第6条</u> 事務協議会に関する庶務は、総務部総務課が処理する。 〔省略〕